

改正案

現行

（適用除外行為）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 当該証券会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び使用人の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）から、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については当該証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

七・八 （略）

2〜6 （略）

（禁止行為）

第四条 法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等（それぞれ法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）、有価証券店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等をいう。次号において同じ。）若しくは外国市場証券先物取引等に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 （略）

三 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。第六号及び第十号第八号において同じ。）をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは

（適用除外行為）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 当該証券会社の役員及び使用人の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）から、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については当該証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

七・八 （略）

2〜6 （略）

（禁止行為）

第四条 法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等（それぞれ法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）、有価証券店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等をいう。次号において同じ。）若しくは外国市場証券先物取引等に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 （略）

三 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。第六号及び第十号第八号において同じ。）をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは

売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為（令第十五条の七の委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下同じ。）を受ける行為を除く。）

四 (略)

五 証券会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等（法第四十四条第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。次条を除き、以下同じ。）に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為

六 六十七 (略)

（事故の確認が不要の場合）

第六条 法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合

三・四 (略)

五 証券会社の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（同条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第三号又は第四号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

六 (略)

2 (略)

（確認申請書の添付書類）

第九条 法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認

売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為（令第十五条の七の委託等（同号に規定する委託等をいう。以下同じ。）を受ける行為を除く。）

四 (略)

五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等（法第四十四条第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。次条を除き、以下同じ。）に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為

六 六十七 (略)

（事故の確認が不要の場合）

第六条 法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合

三・四 (略)

五 証券会社の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第三号又は第四号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

六 (略)

2 (略)

（確認申請書の添付書類）

第九条 法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請

申請書が法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。

二 (略)

(最良執行方針等の公表方法等)

第十条の二 令第十六条の二第一項第一号イに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(削る)

四 七 (略)

八 外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの

2 6 (略)

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 四 (略)

五 次のイからハに掲げる情報のうち、法第四十四条に規定するその他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るため、有価証券の売買その他の取引等を行う行為

イ・ロ (略)

ハ 証券業に係る顧客に関する非公開情報(証券会社の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)又は使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報)をいう。

六 十 (略)

(弊害防止措置の適用除外の承認申請)

第十一条の二 証券会社、当該証券会社を子会社(法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)とする持株会社(法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)、当該証券会社の親銀行等(法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。)若しくは子銀行等(法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。)、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社(当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。)、当該証券会社の親法人等(法第三十二条第五項に規定する親

書が法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。

二 (略)

(最良執行方針等の公表方法等)

第十条の二 令第十六条の二第一項第一号イに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 新株引受権証書

五 八 (略)

九 外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの

2 6 (略)

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 四 (略)

五 次のイからハに掲げる情報のうち、法第四十四条に規定するその他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るため、有価証券の売買その他の取引等を行う行為

イ・ロ (略)

ハ 証券業に係る顧客に関する非公開情報(証券会社の役員又は使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報)をいう。

六 十 (略)

(弊害防止措置の適用除外の承認申請)

第十一条の二 証券会社、当該証券会社を子会社(法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)とする持株会社(法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)、当該証券会社の親銀行等(法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。)若しくは子銀行等(法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。)、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社(当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。)、当該証券会社の親法人等(法第三十二条第五項に規定する親

法人等をいう。第十二条において同じ。)若しくは子法人等(法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条において同じ。)である証券会社(外国証券会社を含む。)又はその他金融庁長官の指定する者(以下この条及び次条において「証券会社等」という。)が、それぞれ内部管理に関する業務を行うために、当該証券会社において第十二条第一項第七号又は第八号に規定する行為をすることについて法第四十五条ただし書の承認を受けようとする場合は、当該証券会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一五 (略)

二四 (略)

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一六 (略)

七 証券会社又はその取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。)、監査役、執行役若しくは使用人が発行者又は顧客(以下この条において「発行者等」という。)に関する非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役若しくは理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。)若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供すること(当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役、会計参与、監査役若しくは執行役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合、親銀行等若しくは子銀行等に証券仲介業務(金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。)に係る委託を行う場合であつて、同府令第二十七条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等に顧客への

法人等をいう。第十二条において同じ。)若しくは子法人等(法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条において同じ。)である証券会社(外国証券会社を含む。)又はその他金融庁長官の指定する者(以下この条及び次条において「証券会社等」という。)が、それぞれ内部管理に関する業務を行うために、当該証券会社において第十二条第七号又は第八号に規定する行為をすることについて法第四十五条ただし書の承認を受けようとする場合は、当該証券会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一五 (略)

二四 (略)

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一六 (略)

七 証券会社又はその取締役、執行役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客(以下この条において「発行者等」という。)に関する非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役、執行役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。)若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供すること(当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役、執行役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合、親銀行等若しくは子銀行等に証券仲介業務(金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。)に係る委託を行う場合であつて、同府令第二十七条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。 )又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等

信用の供与等の額を提供する場合を除く。)又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イホ (略)

八十 (略)

26 (略)

若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イホ (略)

八十 (略)

26 (略)